

## 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

### 1. 案内情報

- 手続名 : 焼却設備の検査（改造、修理、用途変更）
- 手続根拠 : 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第19条の4  
第1項
- 手続対象者 : 船舶所有者等
- 提出時期 : 個船ごとに異なりますので、最寄りの地方運輸局等へお  
問い合わせ下さい。
- 提出方法 : 申請書を船舶所在地を管轄する各地方運輸局等へ提出し  
てください。
- 手数料 : 同法施行規則別表第四
- 添付書類・部数 : 焼却設備検査証
- 申請書様式 : 焼却設備検査証書換申請書（第1号の15様式）
- 記載要領・記載例 : 最寄りの各地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

- 提出先 : 船舶の所在地を管轄する地方運輸局等へ提出して下さい。  
地方運輸局等の所在地は、別紙の地方運輸局等一覧をご参照下さい。
- 受付時間 : 地方運輸局等一覧に記載しております。
- 相談窓口 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

### 3. 手続情報

- 審査基準 : 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則
- 標準処理期間 : 現場における検査終了後2日。
- 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による。

船舶に設置される焼却設備用

収 入  
印 紙

焼 却 設 備 検 査 証 書 書 換 申 請 書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあつては  
その代表者の氏名

印

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の30第1項の規定により、次のとおり申請します。

焼却設備検査証の番号		
書換を受けようとする事項	新	
	旧	
備 考		